

平成18年度

原子力発電所所在市町村の
安全確保と地域振興に関する要望書

全国原子力発電所所在市町村協議会

原子力発電所所在市町村の 安全確保と地域振興に関する要望書

原子力発電所所在市町村は、安全確保を大前提として、エネルギー確保という国の重要政策に協力し、もって地域の振興と住民福祉の向上を目指している。

しかしながら、関西電力美浜発電所の死傷事故をはじめ、未だに原子力発電所に関わる不祥事・トラブルが発生しており、原子力発電所の安全性に対する立地地域住民、国民の懸念がこれまでになくクローズアップされている。

このような中、原子力立地市町村は極めて困難な対応を強いられている。

今後、原子力政策を国家戦略として円滑に推進するためには、国は確固たる方針を堅持し国民の理解を得るとともに、立地市町村が誇りと自信を持って原子力に取り組める環境づくりを図ることが極めて重要である。

従って、国においては次の項目に関し早期実現されるよう、総会の総意に基づき要望する。

平成18年 8 月10日

全国原子力発電所所在市町村協議会
会 長 敦賀市長 河 瀬 一 治

重点項目

【原子力政策について】

原子力政策の円滑な推進には、立地地域住民はもとより国民の理解と信頼が不可欠である。先に閣議決定された「原子力政策大綱」に強く謳われている「原子力は立地あつての政策」の趣旨を尊重し、原子力政策の最前線で苦慮している立地市町村の現状を直視し深く認識するとともに、国民の一層の理解促進を図ることを強く求める。

【安全確保策について】

原子力発電所は立地地域住民の安全・安心確保が原点である。今、国は原子力を基幹電源と位置付け、核燃料サイクル政策の堅持を確認したが、原子力政策の円滑な推進のためにも、特に定期検査制度の見直し等、既設炉の活用方策が稼働率や経済性等の観点から議論されることがあつてはならず、立地地域住民が理解し信頼・安心できる安全確保策の確立を最優先に取り組むことを強く求める。

【地域振興策について】

原子力政策の円滑な推進のためには立地地域の振興が必須である。国は、昨年来、原子力政策を積極的に推進する姿勢を打ち出しているが、これまで我が国の原子力政策の意義と重要性を理解し、誇りを持って取り組んできた我々全原協にとって、新たな交付金制度におけるトップランナー方式の採用等は、地域の特性を考慮しないものであり誠に残念である。立地地域に軸足を置いた施策を行うことを強く求める。

具体的要望事項

【原子力政策について】

(1) 原子力政策の推進

- ①原子力は重要な国策であることを踏まえ、国は確固とした方針を示し、国が主体となって進めること。
- ②国は現場である立地市町村の状況を十分認識し、尊重すること。

(2) 原子力政策の国民的合意形成

- ①原子力を含むエネルギー政策全般の教育に早い段階から取り組むこと。
- ②電力消費地における一層の理解促進を図ること。
- ③国が前面に出た積極的な広聴・広報活動を実施すること。

(3) 電源開発促進対策特別会計

電源地域の振興という立法趣旨に則り、電源開発促進対策特別会計を堅持し、電源開発促進税の一般会計への直入を見直すこと。

【安全確保策について】

（１）安全確保策の充実強化

- ①品質保証や保守管理、労働安全の徹底強化等、事業者の安全管理を充実強化すること。
- ②現行の規制体制の実効性の確認、あり方を含めた検証を行い、国民に信頼される体制を早急に確立すること。
- ③定期検査は些かも安全性の低下を招かないよう、地域住民が安心できる万全の検査を行うこと。
- ④早急に耐震設計審査指針の見直しを進め、既設炉の耐震安全性の確認を行うこと。
- ⑤専任の原子力安全地域広報官を早期に全ての立地地域に配置すること。
- ⑥事業者の原子力安全文化を醸成・確立すること。
- ⑦電力自由化の中、安全性に一層投資できる環境を醸成すること。
- ⑧安全確保を担保する技術者の養成、技術の継承を行うこと。

（２）既設炉の活用方策（出力増強、長期サイクル運転、定期検査の柔軟化、長期間運転等）

- ①稼働率や経済性追求のための既設炉の活用であってはならず、安全性を最優先すること。
- ②我が国特有の安全文化と原子力環境を十分に踏まえること。
- ③納得できる科学的根拠を明確に示すとともに、立地地域住民はもとより国民に対する理解促進に国は前面に立って取組むこと。

（３）原子力発電所の高経年化対策

国の説明責任のもと、地域住民の安全が確保され安心できる高経年化対策を確実にを行うこと。

（４）原子力防災対策の実効性向上

- ①原子力防災訓練の実施結果を評価・検証し、より実効性の高い体制を早期に整備すること。
- ②地域住民の避難のために不可欠な道路、施設、情報伝達システム等を早期に整備すること。
- ③市町村を対象とした防災体制の強化に係る施設・設備の整備等の交付金を創設すること。

(5) 原子力発電所に対するテロ行為の対策

- ①国民保護法に基づく訓練の実施にあたっては、地域住民に過度な不安を与えないよう配慮すること。
- ②有事の際の対処措置について、具体的な対応を示し、地域住民に広報を行うこと。
- ③原子力発電所の重点的かつ恒常的な防護対策を引き続き強化すること。

(6) 使用済燃料敷地外貯蔵の早期具体化

発電所敷地外における施設の早期実現化に向け、国及び事業者は積極的な対応を行うこと。

(7) プルサーマル計画に対する適切な対応

プルサーマル計画の推進にあたっては、実施地域の現状を十分に把握するとともに、安全性と必要性について、国及び事業者は地域に対する説明責任を確実に果たし、様々な角度から国民理解の促進に取り組むこと。

(8) 放射性廃棄物の処理処分対策の早期確立

- ①安全を第一とした廃炉技術等を早期に確立すること。
- ②廃炉等により発生する低レベル放射性廃棄物のすそきりについて、地域住民や国民に対する理解活動を行うこと。
- ③高レベル放射性廃棄物の処理処分対策の早期具体化について、国は積極的に対応すること。

【地域振興策について】

(1) 電源三法制度交付金の柔軟な運用

- ①地域に応じた柔軟な運用を行い、交付金事務を簡素化すること。
- ②交付対象期間を施設解体撤去時まで延長すること。
- ③核燃料サイクル交付金の対象期限を撤廃し、立地市町村に対する配分を明確に定めること。
- ④原子力発電所立地地域共生交付金は、立地市町村を交付対象とすること。
- ⑤長期発展対策交付金と電力移出県等交付金の見なし制度を継続すること。
- ⑥広報・安全等対策交付金は人件費を対象とし、交付金を増額すること。
- ⑦原子力発電施設等周辺地域交付金の電気料金の大幅な割引を行うこと。
- ⑧原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金は、交付期間の延長と補助金の増額を行うこと。
- ⑨電力移出県等交付金の市町村枠対象市町村及び交付金額の配分基準を定めること。

(2) 市町村合併した場合の電源三法各種交付金の不利益防止

- ①市町村合併した場合、従来の対象地域における交付金総額等が後退しないこと。
- ②合併後の市町村における配分において、旧所在市町村への重点的な配分に一定の考慮が払われるよう明確な指針を示すこと。
- ③広報・安全等対策交付金は、合併による対象住民の増大への対応措置をとること。
- ④合併により対象地域が拡大する補助金は、従来の対象地域へ重点的な配分を行うこと。
- ⑤合併により所在市町村となる地域の電気料金割引額は、合併前の所在市町村と同額とすること。

(3) 原子力発電施設に係る固定資産税の改善

- ①原子力発電施設に係る固定資産税（償却資産税）は、償却残存率5%を維持すること。
- ②税制上の耐用年数を改め、実態に即した年数に延長すること。
- ③課税期間を施設解体撤去時まで延長すること。
- ④大規模償却資産に係る頭打ち制度を撤廃すること。
- ⑤地方交付税の基準財政収入額への算入基準について、原子力発電施設を特例とすること。

(4) 核燃料税の市町村への配分

- ①核燃料税の市町村配分について、国はガイドラインを作成し、道県を指導すること。
- ②道県は、積極的に市町村への配分を行うこと。

(5) 使用済核燃料税(法定外税)に対する支援

立地市町村が使用済核燃料税を課税するにあたっては、国・道県及び事業者はその趣旨を理解し支援すること。

(6) 「原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法」の充実・強化

- ①立地地域の振興という立法趣旨を踏まえ、特例措置の堅持を保証すること。
- ②対象事業の拡大と補助率の嵩上げを行うこと。
- ③特措法担当窓口を設置する等、関係省庁が一体となった取組みを行い、地域振興を実感できる充実した法の運用を行うこと。

(7) 高経年化炉及び廃炉に係る地域振興策の確立

立地地域を中心とした高経年化炉や廃炉に係る地域振興策の確立を図ること。

(8) 原子力発電所と立地地域との共生

- ①定期検査の短縮が地域経済に影響を与えないよう配慮すること。
- ②原子力関連技術による地元企業育成等、地域特性を活かした地域共生策を積極的に推進すること。

全国原子力発電所所在市町村協議会
名 簿

○ 会 員 (24市町村)

平成18年8月現在

職 名	会 員 名	職 名	会 員 名
会 長	敦 賀 市 長	河 瀬 一 治	敦賀市議会議長
副会長	双 葉 町 長	井 戸 川 克 隆	増 田 一 司
〃	東 海 村 長	村 上 達 也	谷 津 田 光 治
〃 * 1	柏 崎 市 長	会 田 洋	根 本 利 隆
〃 * 2	高 浜 町 長	今 田 井 理 一	霜 田 彰 誠
理 事	薩 摩 川 内 市 長	森 卓 朗	藤 本 誠 矢
〃	泊 村 長	佐 藤 淳 一	今 別 府 哲 義
〃	東 通 村 長	越 善 靖 夫	三 好 田 勝 久
〃	女 川 町 長	安 住 宣 孝	嶋 田 部 和 男
〃	御 前 崎 市 長	石 原 茂 雄	阿 揚 張 正 義
〃	志 賀 町 長	細 川 義 雄	松 浦 恒 通
〃	松 江 市 長	山 浦 正 敬	立 脇 脇 也 利
〃	伊 方 町 長	山 下 和 彦	高 清 岸 助 潔
	大 間 町 長	金 澤 満 春	高 清 水 誠 志
	石 巻 市 長	土 井 喜 美 夫	高 橋 林 一 成
	南 相 馬 市 長	渡 辺 一 成 人	小 山 本 幸 利
	浪 江 町 長	横 山 藤 勝 孝	猪 狩 本 幸 英
	富 岡 町 長	遠 藤 野 宏 夫	松 堀 健 一 郎
	檜 葉 村 長	品 田 治 太 郎	堀 口 俊 綱
	刈 羽 村 長	山 口 忍 朗	森 渡 口 利 綱
	美 浜 町 長	山 岡 秀 朗	大 熊 町 俊 綱
監 事	お お い 町 長	時 岡 秀 朗	お お い 町 俊 綱
〃	大 熊 町 長	志 賀 本 英 雄	大 熊 町 俊 綱
	玄 海 町 長	岸 本 英 雄	玄 海 町 俊 綱

* 1 : 電源三法検討委員長 * 2 : 新税検討委員長

○ 準 会 員 (8市町村)

職 名	準 会 員 名	職 名	準 会 員 名
	神 恵 内 村 長	高 橋 昌 幸	鉾 田 市 長
	共 和 町 長	山 本 栄 二	余 呉 町 長
	岩 内 町 長	上 岡 雄 司	西 浅 井 町 長
	六ヶ所村長	古 川 健 治	高 島 市 長
			鬼 沢 保 平
			畑 野 佐 久 郎
			熊 谷 定 義
			海 東 英 和

○ 事務局 敦賀市企画部原子力安全対策課

〒914-8501 福井県敦賀市中央町2丁目1番1号

TEL 0770-22-8113

FAX 0770-22-1743

URL <http://www.zengenkyo.org/>